

## 回 答 書

龍ヶ崎市総合体育館外 16 施設の指定管理者選定に当たり、下記のとおり提出された質問に対して回答します。

質問事項	質問内容	回答
応募資格について（申請要領 P4）	「⑮本施設と類似する公共施設（複数施設の一括管理及びプール・トレーニングルーム付帯施設）の管理運営実績が5年以上あるもの」とありますが、プール・トレーニングルーム・ボルダリング等が付帯している体育館の他、陸上競技場、野球場、テニスコート、公園施設の複数施設の一括管理について、実績が5年以上あるものという認識でよろしいでしょうか。	体育館や陸上競技場等の単体の管理でなく、複数施設の一括管理、プール・トレーニングルーム付帯施設の管理運営を想定しています。 なお、ボルダリング施設が付帯している体育館の管理運営実績は必須事項ではありません。 ただし、ボルダリングを指定事業としていることに留意ください。
指定管理料について（申請要領 P8）	各年度とも 254,250 千円の上限以内とするか、もしくは指定管理期間 5 年間総額の上限を超えなければ、各年度において変動があっても良いかご教示願います。	お見込みのとおりです。5 年間総額が上限を超えなければ、各年度の変動があっても問題ありません。
利用料金について（申請要領 P9）	「～利用料金収入の減収分については、本市が支払う指定管理料に含まれているものとして、別途補填はいたしません。」とありますが、感染症等の指定管理者の責めに帰すべき事由ではない不可抗力等により施設が休館となった場合等は、P7～P8 の「リスク（責任）分担表」に記載のある通り、協議事項という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
提出書類について（申請要領 P12）	国税・地方税の納税証明書について提出内容は、国税についてはその3の3を提出、地方税については下記の内容を提出するという理解でよろしいでしょうか。 ・茨城県税・・・未納のない証明書もしくは直近3年分の法人県民税 ・龍ヶ崎市税・・・直近3年分の法人市民税	国税に関しては、納税証明書「その3の3」を提出してください。 また、地方税については以下の書類を提出してください。 茨城県…納税証明書「様式第40号の4（イ）」 龍ヶ崎市…納税証明書（参考様式第4号） ※納税証明書（参考様式第4号）は追加で公開する様式となります。
業務の再委託について（申請要領 P16）	現在の業務の再委託の実績について、ご教示願います。	※別添「再委託資料」を参照ください。
施設内の自動販売機等について（申請要領	現在、龍ヶ崎市社会福祉協議会が設置している自動販売機については、全部で何台設置されて	12 台になります。

P18)	いますでしょうか。	
福祉の店「たつのこ」について（申請要領 P18）	食事提供や物品販売の実績（数量や売上等）についてご教示願います。	令和 5 年度の売上は、3,237,195 円です。数量に関する資料はございません。なお、来客数は、12,745 人となります。
小中学校の水泳授業時の監視員配置について（申請要領 P19）	「プール監視員兼指導員 3 名以上配置」とありますが、指導員については、水泳授業に関わる技術・泳法等の指導も含まれるかご教示願います。	水泳事業に関わる技術・技法の指導は含みません。
その他	次期指定期間中に工事休館はありますでしょうか。工事休館が予定されている場合、実施期間、実施場所についてお示しください。また、工事休館により、利用制限が出た場合の減収分の補てんについては、協議頂ける認識でよろしいでしょうか。	現時点で、陸上競技場において、令和 8 年度に 6 ヶ月程度の第 3 種公認更新工事を予定しております。また、減収分の補填につきましては、協議事項といたします。
スポーツ教室等の実績について（総合体育館「たつのこアリーナ」業務仕様書 P42）	現在開催されている指定事業および自主事業の各スポーツ教室等の参加実績についてご教示願います。	※別添「教室参加実績」を参照ください。
運営管理業務について（龍ヶ崎市運動広場及び屋外体育施設業務仕様書 P3）	使用前後の開錠・施錠について、高砂体育館等を行うよう明記されていますが、テニスコート等のその他の施設についても同様でしょうか。また、本業務に係る人員は、たつのこアリーナの人員が兼務することは可能でしょうか。参考に、現行の運営体制についてご教示願います。	テニスコート等のその他施設は、開錠・施錠を行っておりません。また、使用前後の開錠・施錠については、たつのこアリーナの管理・運営が滞りなく行えるのであれば、兼務も可能です。現行では、開錠をシルバー人材センター、施錠を指定管理者で行っております。
参考資料「備品について」	現指定管理者が持込・用意されている備品で、指定管理者変更時に撤去されるものがあればご教示願います。	参考資料の「備品等台帳一覧」に記載しているものにつきまして、すべて市の備品となりますので、撤去の予定はございません。
参考資料「歳入歳出決算書について」	支出の部、「賃借料」、「消耗品」、「維持管理費」、「芝生管理費」の内訳 についてご教示願います。	「賃借料」につきましては、機器リースや減価償却等、「消耗品」につきましては、プール薬品・事務用品・清掃用具等、「維持管理費」につきましては、施設保守・施設清掃・蜂駆除等、「芝生管理費」につきましては、たつのこフィールドとたつのこスタジアムの芝生管理に係るものです。